

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、実地調査件数300件（対前事務年度比87.5%）、追徴税額合計28億56百万円（同42.4%）でした。

○ 相続税の実地調査事績

事務年度等		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
項目		件	件	%
①	実地調査件数	343	300	87.5
②	申告漏れ等の非違件数	307	256	83.4
③	非違割合 (②／①)	89.5	85.3	ポイント ▲ 4.2
④	重加算税賦課件数	49	39	79.6
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)	16.0	15.2	ポイント ▲ 0.8
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	17,469	10,697	61.2
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,564	1,252	80.1
⑧	本税	6,004	2,467	41.1
⑨	加算税	739	389	52.6
⑩	合計	6,743	2,856	42.4
⑪	1件 実地 当たり	申告漏れ課税価格 ^(注) (⑥／①)	5,093	3,566
⑫		追徴税額 (⑩／⑪)	1,966	952

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ参考計表」の「1申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、接触件数は476件（対前事務年度比72.3%）、申告漏れ等の非違件数は137件（同134.3%）、申告漏れ課税価格は18億76百万円（同118.8%）、追徴税額合計は2億46百万円（同133.7%）でした。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項 目	事務年度等	令和5事務年度		令和6事務年度		対前事務年度比	
		件	件	件	件		
①	簡易な接触件数	658		476		72.3	
②	申告漏れ等の非違件数	102		137		134.3	
③	申告漏れ課税価格	1,579	百万円	1,876	百万円	118.8	
④	本税	176	百万円	234	百万円	133.0	
⑤	加算税	8	百万円	13	百万円	162.5	
⑥	合計	184	百万円	246	百万円	133.7	
⑦	1簡易な接触件数	申告漏れ課税価格 (③／①)	240	万円	394	万円	164.2
⑧	た接觸	追徴税額 (⑥／①)	28	万円	52	万円	185.7

II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は21件（対前事務年度比51.2%）、実地調査1件当たりの追徴税額は1,982万円（同170.3%）でした。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

事務年度等		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
項目					
①	実地調査件数	件 41	件 21	% 51.2	
②	申告漏れ等の非違件数	件 40	件 19	% 47.5	
③	非違割合 (②/①)	% 97.6	% 90.5	ポイント -7.1	
④	申告漏れ課税価格	百万円 4,083	百万円 2,148	% 52.6	
⑤	本税	百万円 394	百万円 347	% 88.1	
⑥	加算税	百万円 83	百万円 69	% 83.1	
⑦	合計	百万円 477	百万円 416	% 87.2	
⑧	1件当たり 実地調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	万円 9,959	万円 10,227	% 102.7
⑨		追徴税額 (⑦/①)	万円 1,164	万円 1,982	% 170.3

○ 無申告事案に係る実地調査事績の推移



2 贈与税に対する実地調査の状況

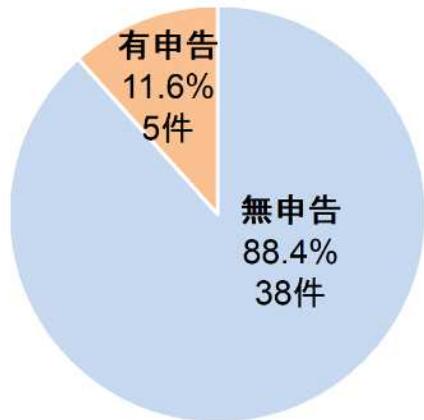
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は52件（対前事務年度比78.8%）、追徴税額は148百万円（同166.3%）でした。

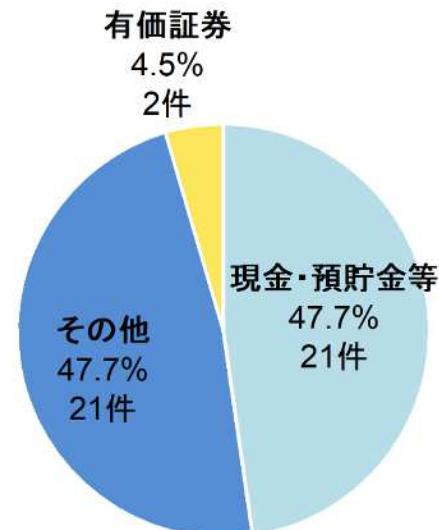
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
		件	件	
①	実地調査件数	66	52	78.8
②	申告漏れ等の非違件数	66	43	65.2
③	申告漏れ課税価格	367	424	115.5
④	追徴税額	89	148	166.3
⑤	1 件 当 地 調 査 た り	申告漏れ課税価格 (③) / ①	555	815
⑥		追徴税額 (④) / ①	134	285

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



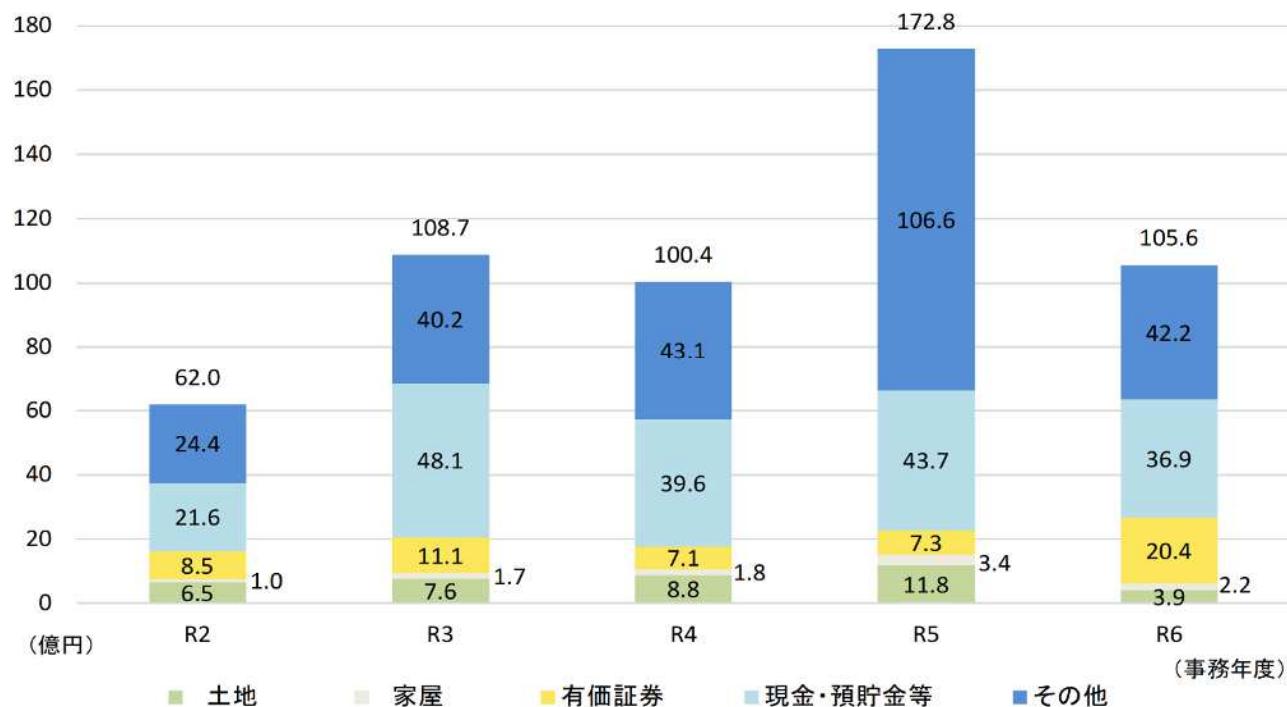
○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



（注） 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

III 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

